

令和4年11月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和4年11月18日(金) 午前8時56分～9時43分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

2番	山下 恭生	3番	猪熊 幸雄
4番	三野 久米吉	5番	梶野 和幸
6番	木下 得代	7番	山本 茂
8番	大原 眞路 (会長職務代理)	9番	中村 康男 (会長)
10番	宮本 賢一	11番	吉田 宏明
12番	喜田 清己	13番	吉田 昌治
15番	原 武信	16番	竹内 博文
17番	三木 洋一	18番	石井 淑雄

欠席委員

1番	富木田 好正	14番	川田 一博
----	--------	-----	-------

傍聴推進委員

7番	濱崎 郷廣	5番	山口 豊
----	-------	----	------

農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本 直哉
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	3件	田 畑	2,391 2,279	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	7件	田 畑	3,276.73	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	件	田 畑		m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	23件	田 畑	30,832 12,852	m ² m ²
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	3件			
報告第1号	合意解約	5件	田 畑	5,426 842	m ² m ²

令和4年11月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より11月の定例会を開催いたします。

(挨拶) (議案の訂正・追加)

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号追加議案まで 合計 37件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 16名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、富木田 委員さん、川田 委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 7番 山本 委員さんと 10番 宮本 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、4番 三野 委員さん、5番 梶野 委員さんが、11月17日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,054 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 872 m² 外1筆 計1,539 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 740㎡ 外2筆 計2,077㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が贈与により譲り受けるものであります。作付予定作物はミカンで、販売を目的としています。

本日の案件3件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供します。

なお、第3号議案の3番については現地調査を実施しておりますので、5番 梶野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

梶野委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」3番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 492㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は現在アパートに居住しておりますが、将来に備えて住宅建築を計画しました。申請地は、祖父が所有する農地であり両親の自宅にも隣接しているため、子育てや将来の介護等にも便利であるため、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま梶野 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

3番につきましては、先ほどの梶野 委員さんのご説明どおりです。

1 番、・・・、面積 498 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由 譲受人は、計画地の近隣で土木工事業を行っております。事業拡大を計画したところ、申請地は妥当な規模であり利便性が良いため、所有者と交渉したところ話がまとまり、申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第1種住居地域」と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2 番、・・・、面積 40 m²外1筆 合計 330 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸し駐車場

申請理由 譲受人は、将来の収入確保のため貸し駐車場用地を探していたところ、申請地周辺は、宅地化が進んでおり駐車場としての需要が見込まれること、市道にも接しており交通の便もよいことから貸し駐車場として計画、この度、譲渡し人と話しがまとまり転用申請にいたしました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4 番、・・・、面積 176 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人は、申請地の隣に居住しておりますが、自宅敷地では駐車場スペースが不十分で困っていたため敷地拡張を計画、親類である譲渡し人と交渉したところ話しがまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5 番、・・・、面積 239 m²外2筆 合計 255.73 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は、丸亀市のアパートに居住しておりますが家族が増えて手狭となってきたため住宅建築を計画しました。申請地は実家の隣であるため利

便性が良いため、祖母が所有する土地で話がまとまり申請に至りました。
農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に
該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ
の影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 201 m² 外1筆 合計 224 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人は、高松市のアパートに居住しておりますが、川津町に居住して
いる両親が高齢となってきたため近くへの引っ越しを検討していました。
一方で、譲渡し人は、母親が住んでいた土地を相続したものの、市外に居
住しており今後もそこに住む予定は無いため、宅地を含めて譲渡すことで
両者の意向が合致して申請に至りました。なお、駐車場等の庭が狭いため
敷地を拡張するものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ
の影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 1301 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、新たな再生エネルギー発電用
地を計画したところ、農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまったた
め。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ
の影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価
格買取制度（FIT制度）ではなく、四国電力の送電網を利用して電気使用者
へ直接売電する方法です。そのため、経済産業省の小売り電気事業者登録お
よび四国電力の系統関係が確認できる書類の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」7
件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

猪熊委員

1番の土地は共有でしょうか。

事務局長補佐 はい。最近相続されて共有となっております。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案 農用地利用集積計画書23件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が7件、更新が8件、再設定が8件で、そのうち農地機構を通じた貸借が16件となっております。

以上、農用地利用集積計画書23件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が4件出ております。

まず、第8号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 農業経営改善計画の認定申請は、今回3件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を9、19ページにまとめており、10ページから18ページまでが申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

以上が農業経営改善計画認定申請の内容でございます。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。第8号議案「農業経営改善計画認定申請」についてなにかご意見・ご質問はございませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」3件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思えます。

続きまして第9号議案「農業委員会の次期改選に向けての検討」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それではご説明をさせていただきます。

農業委員、農地利用最適化推進委員の募集についてです。

令和5年が改選の年となっております。任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間になります。

募集人数ですが農業委員18名、農地利用最適化推進委員19名となっております。推進委員の地区別の人数ですがお示しのとおり決まっております。

募集期間ですが令和5年の3月1日から3月31日までの1ヶ月間となっております。なお、農業委員におかれましては認定農業者から5名以上必要ですので、経営者協議会から5名の推薦をいただきたいと思いますと思っております。

各種団体から女性農業委員が少ないという指摘がありました。できれば女性農業委員の推薦をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、3ページから5ページに農業委員会の概要、運営方法、農業委員と推進委員の連携等の資料となっております。ご一読のほどよろしくお願いいたします。

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第9号議案について何かご意見・ご質問はありますか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「農業委員会の次期改選に向けての検討」は事務局案を承認することとし、改選に向けた諸手続きを進めて行くことといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」5件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 842 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消 第 6 号議案 1 番関連

2 番、・・・、面積 962 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

3 番、・・・、面積 624 m² 外 3 筆 計 1,871 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消 第 6 号議案 18 番関連

4 番、・・・、面積 209 m² 外 2 筆 計 1,292 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消 第 6 号議案 19 番関連

5 番、・・・、面積 1,301 m²【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、農地法第 18 条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」5 件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」5 件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして 11 月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9 時 43 分終了

令和 4 年 11 月 18 日